

佐賀県告示第 386 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 27 年 8 月 28 日から平成 27 年 9 月 28 日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 8 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 稗木場有田 線	西松浦郡有田町戸杓字戸杓丙 559 番 3 地 先から 西松浦郡有田町戸杓字赤松原丙 932 番 1 地先まで	平成 27 . 8 . 28
県道 大木有田線	西松浦郡有田町本町字椎谷丙 1138 番地先 から 西松浦郡有田町岩谷川内一丁目 2435 番 3 地先まで	〃
県道 山谷大木線	西松浦郡有田町山谷切口字黒木原乙 1396 番 1 地先から 西松浦郡有田町上山谷字中原乙 1091 番 1 地先まで	〃
県道 伊万里有田 線	西松浦郡有田町立部字南山甲 272 番 5 地 先から 西松浦郡有田町南原字穂波尾甲 1142 番 5 地先まで	〃
県道 伊万里有田 線	西松浦郡有田町本町字椎谷丙 1121 番 1 地 先から 西松浦郡有田町桑古場字桑古場乙 2292 番 4 地先まで	〃